

第7章 計画の適切な見直し

会社は、この計画の内容につき適時検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更に当たっては、関係機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を聴取するものとする。

この計画を変更したときは、軽微な変更の場合を除き、速やかに、国土交通省を通じて内閣総理大臣に報告し、関係機関都県知事に通知するとともに、公表するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月28日から施行する。